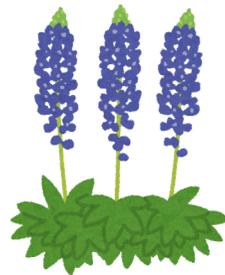


# せったん

北摂・丹波支部ニュース

第196号 2024年5月25日

● 発 兵庫県保険医協会北摂・丹波支部  
〒650-0024 神戸市中央区海岸通1-2-31  
● 行 神戸フコク生命海岸通ビル5階  
TEL078-393-1801 FAX 078-393-1802



## 医療機関の現状に対応しない改定内容

# 基本診療料の大幅な引き上げを

協会北摂・丹波支部は、三田市・キッピールモールで診療報酬改定研究会を開催。歯科会場(3月30日)には86人、歯科会場(4月18日)には33人が参加した。歯科会場では、廣瀬智支部幹事が講師を、武中睦美副支部長が司会を務め、歯科会場では、中西透支部長が司会を、水野良司理事・福田隆光支部幹事、川村雅之副理事長が講師を務めた。

両会場とも冒頭、今次改定を取り巻く情勢について、物価高騰・人件費増に加え、オンライン資格確認の義務化や医療機関へのマイナ保険証利用促進の押し付け等を報告し、診療報酬の大幅な引き上げ、不合理是正を求めて決議を採択した。

歯科研究会では、特に引き下げとなる影響が大きい特定疾患療養管理料の対象から高血圧・糖尿病・脂質異常症の3大疾患を除外し生活習慣病管理料への再編誘導、計算や計画の作成など事務負担が大さきベースアップ評価料、後発医薬品のある先発医薬品の保険給付割合引き下げなど、診療所経営に関わる改定のポイントについて詳しく解説した。

た。

また歯科研究会では、歯科外来診療環境体制加算(外来環)、かかりつけ歯科医療機能強化型歯科診療所(か強診療)などの施設基準改編や、クラウン・ブリッジ維持管理料の対象範囲の縮小、エナメル質初期う蝕管理料、根管う蝕管理料の新設、訪問診療料の人数区分の細分化などを詳しく解説した。

## 6月改定についての疑義解釈より抜粋

### 医科

〈生活習慣病管理料〉

Q1 生活習慣病管理料(I)及び(II)に、外来管理加算

の費用は含まれるものとされているが、生活習慣病管理料(I)及び(II)を算定した月において、当該算定日とは別日に、当該保険医療機関において、生活習慣病管理料(I)及び(II)を算定した患者に対して診療を行った場合に、外来管理加算を算定することは可能か。  
A1 外来管理加算の算定要件を満たせば可能です。

(2面へつづく)



歯科会場:中西支部長(上右)が司会を、水野良司理事(上中)、福田支部幹事(上左)が講師を務めた



医科会場:武中副支部長(上右)が司会を、廣瀬支部幹事(上左)が講師を務め参加者は解説に熱心に聞き入った(下)

## 2024年度診療報酬改定特集ページ更新中!



\*改定特集ページでは、行政関連資料や、今年度の診療報酬・介護報酬改定に関するよくある質問などを随時掲載。ホームページでは、その他にも生涯研修に役立つ各種研究会のご案内等、日々の協会活動報告を掲載しております。

(1面から続き)

〈外来感染対策向上加算〉

Q2 施設基準にどのような変更があったのか。

A2 ①の変更があり、②が追加されました。

①新興感染症の発生時等に、都道府県等の要請を受けて発熱患者の診療等を実施する体制に係る施設基準要件について、第二種協定指定医療機関(発熱外来に係る措置を講ずるものに限る)であることに変更されました。  
②以下の2つが追加されました。  
ア. 当該医療機関の外来において、受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者の受入れを行う旨を公表し、受入れを行うために必要な感染防止対策として、空間的・時間的分離により発熱患者等の動線を分ける等の対応を行う体制を有している。

イ. 感染症から回復した患者の罹患後症状が持続している場合に、当該患者の診療について必要に応じて精密検査が可能な体制または専門医への紹介が可能な連携体制があることが望ましい。

〈発熱患者等対応加算〉

Q3 発熱患者等対応加算は、外来感染対策向上加算の届出を行っていない診療所でも算定できるのか。

A3 算定できません。外来感染対策向上加算の届出をしている診療所で算定します。

### 歯科

〈歯科矯正相談料〉

Q1 歯科矯正相談料の「1 歯科矯正相談料1」について、歯科矯正診断料または顎口腔機能診断料の施設基準のみ届け出れば算定

可能か。

A2 「1 歯科矯正相談料1」は、歯科矯正診断料または顎口腔機能診断料の施設基準の届出を行っている医療機関において算定可能であり、新たな施設基準の届出は不要です。

Q2 歯科矯正相談料について、診療録に健康診断の実施日、結果、学校名を記載することとされているが、診療録への記載に代えて学校健康診断の結果の写しを添付してもよいか。  
A2 差し支えありません。

Q3 歯科矯正相談料において、「第13部 歯科矯正に掲げる歯科矯正の適応とならないと診断された患者であって、咬合異常または顎変形症以外の歯科疾患について継続的管理が必要な場合は、歯科疾患管理料を算定できる。」とされている

が、口腔機能発達不全症により継続的管理が必要な場合は、歯科疾患管理料および小児口腔機能管理料は算定可能か。

A3 算定可能です。  
Q4 歯科矯正相談料を算定した場合、歯科矯正セファログラムは別に算定できるか。

A4 歯科矯正相談料1を算定する歯科医療機関(歯科矯正診断料の注1または顎口腔機能診断料の注1に規定する施設基準に係る届出を行っている歯科医療機関)においては別に算定可能です。

## 今年1月から義務化

# 電子帳簿保存法改正 医療機関の対応を学ぶ

北摂・丹波支部は2月10日、山田英信税理士を講師に会員懇談会「電子帳簿保存法の対応」インボイス制度の対応を含めてくを三田市・キッピモールで開催し、10人が参加した。

電子帳簿保存制度は、税法上保存等が必要な帳簿や領収書・請求書・決算書など国税関係書類の電子データでの保存に関する制度をいい、保存に関しては、①電子帳簿保存、②スキャナー保存、③電子取引データ保存の3種類に区分される。このうち③電子

取引データ保存については全ての事業所が対応が求められる、改ざんを防止するための「タイムスタンプ」と



税理士の山田先生(左上)が対応のポイントについて解説した



活発な意見交換で交流を深めた

呼ばれる時刻情報や検索機能を付ける必要がある。

ただ税務当局が「相当な理由」があると判断すれば、訂正及び削除の防止に関する事務処理規定を制定し遵守すれば、電子データをそのまま保存しておけばよいとする国税庁の解釈を山田税理は紹介。相当な理由は、「資金不足」「人員不足で対応できない」といった事例

が該当するとした。

参加者からは、「昨年10月から始まったインボイス制度への対応で負担が大きいです。規定の制定でしばらく対応できると知り安堵した」などの声が寄せられた。終了後の懇親会では日本の税制度を話題に活発な意見交換で交流を深めた。

### 支部ニュースへの投稿を募集しています

支部ニュースへの投稿を募集しています。日常診療にかかわることや、主張、趣味のお話などお寄せください。



TEL 078-393-1801 / FAX 078-393-1802  
e-mail hirai-y@doc-net.or.jp 担当：平井まで

協会ホームページで

「2024年度診療報酬・介護報酬改定特集」更新中!

<http://www.hhk.jp/>

お問い合わせは、

医科 ☎ 078-393-1803

歯科 ☎ 078-393-1809 まで